

入学助成事業 2025年度募集要項

公益財団法人 稲盛福祉財団

当財団では、京都府内に所在する児童養護施設、里親のもとから自立を目的として退所する児童に対し、進学機会の拡大を目的に下記のとおり入学助成金を支給いたします。

(応募資格)

京都府内の児童養護施設等（里親委託を含む）に入所している児童で下記のすべてを満たす者

- 1 2026年3月に高校卒業とともに児童養護施設等を退所し、学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校専門課程（修学年限2年以上）に進学する者
- 2 施設退所後は自立して自ら生計を立てて生活を営む者

※高等学校卒業後も児童養護施設の措置延長中や里親委託中の場合は対象外となります。

(助成金額)

一律20万円を支給します。返済の必要はなく、他の団体が実施する他の同様の制度との併給も認めます。ただし、当財団自動車運転免許助成との併給は致しません。

(応募方法)

所定申込書（様式1）に必要事項を記入の上、下記応募期間内に当財団事務局にご提出ください。

(応募期間)

2025年9月1日～2026年3月31日とします。

(審査・支給手続き)

- ① 入学試験に合格し、入学に必要な諸経費（入学金や前期授業料等）納付後に当公益財団事務局宛てに応募書類（様式1）、入学助成支給申請書（様式2）、入金指定の本人名義の口座の通帳見開きコピー（名義、フリガナ、口座番号等が確認できるページ）とともに合格通知の複写、入学に必要な諸経費を納付したことを証明する書類（振込証コピーなど）を当財団事務局にご提出ください。なお、納付が入学後になる場合等は、事務局へお知らせください。内容確認後、応募要件を満たす者については対象と認め、その旨の通知をいたします。その後、速やかに指定の本人口座に振込みます。
- ② 但し、専修学校専門課程の場合、課程内容により審査基準を満たさず支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、退所後の自立が未確定の場合は、確定後に申込みを行ってください。
- ③ 申込用紙に不備（振込先情報が読み取れないなど）があった場合、受付および支給を致しませんのでご確認の上送付頂きますようお願いいたします。

(応募先・お問合せ先)

公益財団法人 稲盛福祉財団 事務局 （担当 早稲・辰巳）

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町88番地 TEL075-213-7611

以上

受付日 年 月 日

(様式1)

(公財)稻盛福祉財団 2025年度入学助成 申込書

記入日	年　月　日			
フリガナ			性別	
申請者氏名	(印)	男・女		
生年月日	年　月　日　満(　才)			
在学高校	学校名 学科名		年　月　卒業・卒業見込み 私・公立 / 全日制・定時制・通信制	
施設名 または里親名	TEL(　　)　　— E-mail		退所予定	年　月　日
現住所	〒　—			
志望校	注意:同一校であっても学部が異なる場合、試験日程が異なる場合は別志望校として記入してください。			
	第1志望	◆修業年限(　年制) ◆昼間部・夜間部・その他(　　) ◆受験方法(推薦・AO・一般) ◆試験日(　月　日) ◆合否発表(　月　日) ◆結果(合格・未定) ◆入学金額(　円)		
	第2志望	◆修業年限(　年制) ◆昼間部・夜間部・その他(　　) ◆受験方法(推薦・AO・一般) ◆試験日(　月　日) ◆合否発表(　月　日) ◆結果(合格・未定) ◆入学金額(　円)		
	施設(児相) 連絡担当者	氏名	役職	TEL(　　) E-mail
施設長・里親の推薦文				
(施設名)				
氏　名				

- 記入にあたっては黒ボールペンをご使用ください。
 - ご本人自筆でご記入いただき、推薦文のみ施設長または里親さんがご記入ください。
 - 専門学校志望の場合は、授業課程の内容のわかる書類を添付してください。

受付日 年 月 日

(様式2)

2025年度 入学助成支給申請書

公益財団法人 稲盛福祉財団

理事長 金澤 しのぶ 様

受給者氏名 _____ (印)

下記のように、入学が決定しましたので入学助成金の支給を申請いたします。

申請日(記入日)		年 月 日		
学校名				
学部・学科 専攻・コース				
課程種別		修業年限()年制	昼間部・夜間部・その他()	
助成金振込先	銀行	銀行名	支店名	
	口座番号	(普・当)	フリガナ 口座名義	
	ゆうちょ	記号番号		
		フリガナ 口座名義		

上記について相違ないことを証明いたします。

(施設名)

施設長・里親名 _____ (印)

※ 当申請書は入學金納付後、納付を証明する振込証のコピーなどを添付して、公益財団法人稻盛福祉財団までご提出ください。